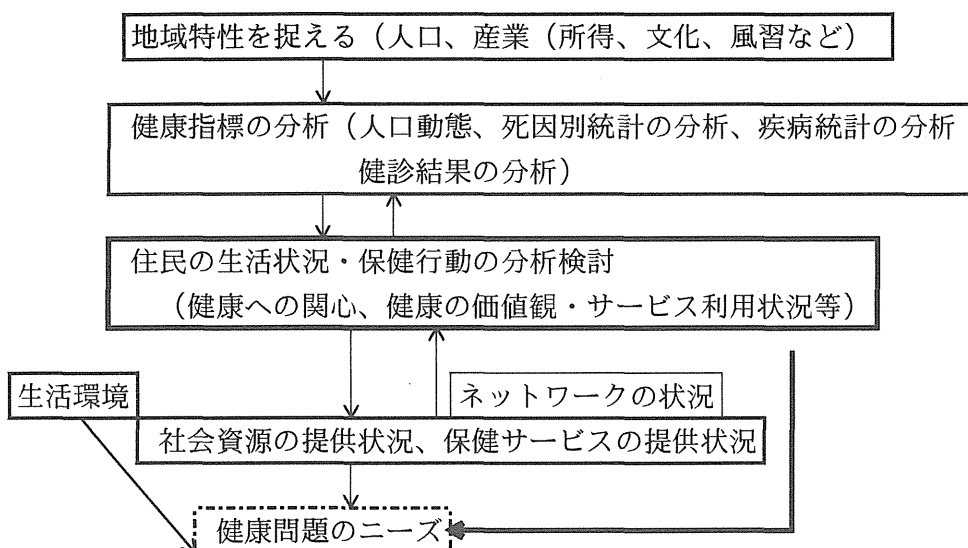


そして地域の環境（自然・社会）が健康的なものなのかを合わせて考えることが必要である。これらのことを示すと図になる。



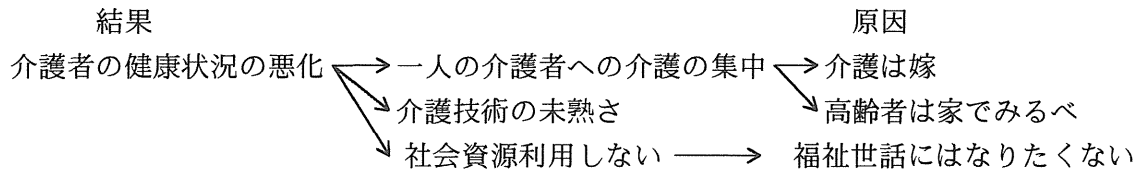
各項目の考え方としては、地域の特性とは対象の人口構造や、産業構造、文化的な背景や風習を捉えることである。健康指標とは、他の地区との比較可能な健康状況を知るためのデータである。指標とは測定できる基準があるものなので、人口動態や老人保健事業の報告、国民健康保険の医療費などが考えられる。生活実態とは、担当地区の健康に影響する暮らしぶりであり、家庭訪問、健康教育などで活動の中から捉らえた状況から健康阻害する要因・増進する要因を考える。社会資源の提供状況は医療機関の状況、福祉サービスの状況（生保率、各種サービスの利用の実態、カバー率）、保健サービスの利用上である。ネットワークの状況とは保健・医療・福祉の連携状況を含み（会議の開催状況と成果、情報の往来状況）、産業や学校現場との連携した活動も捉えることが必要である。環境とは下水道の状況や公害がないか等人間が暮らす環境としてどうかを考えるだけではなく、子供が育つ環境、高齢者や障害者にとって暮らしやすいかを考えることが必要であろう。

新任期には家庭訪問や健康教育・健康相談など地域に出ていく活動中から住民の生活を捉らえることが大切である。生活とは個人の暮らしの営みを捉らえることであり、食、労働、休養、排泄などの他に、人とのつながり、価値観、QOL（趣味、楽しみ、外出）地域内の風習・慣習との係わりなどを捉えることが大切である。

（3）問題点の構造化

個々の生活を捉えたら地域の問題として考えることが必要で、このためには事例を重ねて検討してみるみことである。そのためには普段の活動の中から情報を得て生活の中で何が健康に影響しているかを考えイメージ化することが必要である。

また健康の阻害要因・増進要因をイメージしたなら、特に健康阻害要因については何が原因となっているか、そのための結果がどうか考える。このなぜそうなるのか元凶を捉えることを問題の構造化と言い、このことを考えることがニーズの優先性を決定するために必要である。



(4) データ化

地区診断の結果から政策や事業のあり方を考えるためには、これらのことが地域の中での位起こっているのか、母集団にしめる割合を知ることが必要である。しかし、すぐに全数把握のための調査などをすぐに行うことはできない。

健康を害している原因を自分の担当するケースにどのくらいみられるか。原因と見られること、結果と見られることを項目としておこして一覧表を作成してみて、担当ケース中でどの位の割合でみられるかを調べデータ化することがまずやってみることである。また、この自分の担当ケースは地域の中での位置づけはどんものか、その集団の特徴を捉えることで、よりデータが客観的に捉えることができる。

問題だと思ったことは地域内でどうか。
 原因→結果 問題の構造化（仮説）
 構造化した内容を項目として考え
 仮説をケースで調べる ———— 一覧表の作成
 ケース集団の特徴を考える

(5) ニーズの決定方法

住民の健康状態をよりよくするために何が必要か考え、健康ニーズが決定される。健康ニーズは対策でなくあくまで、理想とかけ離れている事実をとらえる。健康ニーズの優先度の考え方にはいろいろある。しかし、健康ニーズを捉える目的は、住民の健康レベルの向上であり、そのために保健婦が果たさなくてはならないことは、一次予防の視点から見て住民が望ましい暮らしをすることを推奨することである。そのため、保健婦が決める健康ニーズ（生活上のニーズ）は、結果を優先するのではなく、あくまで健康を害する生活レベルの原因を優先することが望ましい。

(6) 健康ニーズからの事業の見直し

地域の健康ニーズが明らかになったなら、そのことから実際に行われている事業をそのニーズに照らして、目的・目標・方法が適切なものか見直すことが必要である。事業は健康ニーズを解決するために行う施策の一つであるから、健康ニーズと関連性があり明らかでないものは、その事業そのものを行うことの適否を見直すことが必要である。このことは、自分の担当市町村事業および保健所内の自分の担当事業で試みしてみる。自分の担当した市町村の事業を自分の行った地区診断から見直すことは、市町村支援の第一歩と考えられる。その結果考えたことを先輩保健所保健婦に伝え、その判断を検討した上どのように市町村に伝えていくかを考え実行する。また、自分の地区の健康ニーズが解決しにくいときは、解決しないのはなぜか、事業などとの関連性を考え、マンパワーや予算、組織的な問題がないかを考えることが必要である。しかし、事業を健康ニーズから見直した結果から、今後の方針についての検討や判断は新

任者だけで行うべきことではないので、先輩保健婦や上司と相談しながら行うことが必要である。新任保健婦が行う地区診断は保健所管内全体の健康ニーズを明らかにしたものであるのではないので、保健所内の事業の適否をそのことだけから論じては間違いが起こる可能性がある。あくまで、自分の行った結果の事実は伝え、所内での検討にゆだねることが必要であろう。

4) 新任保健婦の達成目標

新任保健婦の地区診断にかかわる達成目標は以下に示す通りである。

○地区診断（ニーズの明確化）

- ・担当地区・担当業務について地域の情報（地域の健康特徴、健康指標、生活実態、社会資源提供状況、ネットワーク、環境）を収集することができる
- ・情報収集したものから原因結果を構造的に捉え自分の担当地区について健康ニーズを明らかにすることができる。

○事業の見直し

- ・自分の担当業務について受け持ち地区や来所者の情報から評価を試みることができる。
- ・予算書から事業の位置づけを読み取ることができる。
- ・自分の担当地区の健康ニーズの解決しにくい条件をマンパワー・組織・予算から考えることができる。

5) 現任教育方法

新任期ではとにかく自分の受け持ち地区の地区診断にとりかかることが必要である。そのために、日々の活動で気づいた点、地区で気になる点をメモしておくことが必要である。メモ用紙に記入したメモは紛失しまうことも考えられるので、地区診断用のノートを用意することが望ましい。このノートは重要な地域の状況を記述した資料となる。このノートに記されたイメージを元に、問題の構造化を試みる。それから、ケースの一覧表を作成して試みるのが地区診断の第一歩であろう。その結果と健康指標の分析から得られたことなどを関連づけて健康ニーズを考えることが必要である。また、健康ニーズがあきらかになったなら、前述した通り、事業の見直しをすることが必要である。

事業の見直しをするときは、要項などを確認することはもちろん、予算書などから事業の位置づけを確認することが必要である。

管理的な立場のものは、特に新任者が地区診断を試みる機会をつくるように配慮することが必要である。これらは県などで行う研修と関連づけて行くと、新任者の動機づけとしても有効であろう。機会だけ与えるのではなく、時々課題の実施状況を確認しアドバイスをすることも必要であろう。

また指導保健婦は新任者が事例を重ねて地域の問題をイメージしているか、家庭訪問などの指導を行う際に尋ねてみるのが大切である。また地域の問題としてとらえるために原因・結果を考え問題を構造化し、項目を考えケースを積み重ねてみることを推奨することが必要である。新任者は業務に押し流されて地区診断などを行う機会をつくれなことが多い。したがって、ケースを積み重ねて地区の状況を知ることを促されれば興味をもって行うことができるであろう。特に保健所保健婦の場合は1町村を担当することが多い。

その時は生活状況などが市町村内で皆同じでなく地区ごと違っている。新任者はこのことについて意識的に情報を収集することが必要である。指導保健婦は新任者がこのことも配慮しながら地区診断が行えているかも注意をすることが必要であろう。また、指導保健婦は行った地区診断の結果を市町村事業の見直しや、保健所内の新任者担当業務の見直し・評価に役立てるように促し、事業実施と健康ニーズの解決との関連性を新任者に意識づけるようにすることが大切である。

2 地区活動計画・評価

1) 地区活動の計画・実施・評価の必要性

保健婦活動は、地域に生活する人々の健康生活に貢献するための活動である。人々の健康生活の向上に貢献するためには、その時々住民の多様な健康生活上のニーズに対応するための戦略が必要であり、計画的に対応策を立てて着実に実行・評価するというプロセスを積み重ねることによって、人々のニーズに即した活動となっていくといわれている。地区活動の計画・実施・評価は、保健婦活動の基本であるといえる。

地域保健法の施行とともに、保健所の機能強化をめざして近年組織機構改革が進行している自治体が多い。この一連の組織改革のなかで、保健所内での保健婦の所属課および業務内容が変化してきている。すなわち保健婦は、従来その多くが所属していた保健予防活動担当課だけではなく、企画調整担当課や保健福祉事業担当課等にも配属され、住民への直接的なサービス提供機能とともに、保健福祉活動の地域計画づくりのための企画調整機能の発揮が期待されている。このような変化のなかにあって、保健婦の活動体制は、公衆衛生看護活動の特徴である地区分担制から業務分担制へと変化してきている。管内市町村を保健婦がそれぞれ分担して受け持つという体制はなくなりつつある。

上記の通りの活動体制上の変化に応じて、保健所保健婦は地区活動計画を立てる必要はないかのように考えがちであるが、決してそうとはいえない。業務分担制では、地区分担制をとっていたときの受け持ち地区より広い地区、いわば保健所管内全体を受け持ち地区としてみることになる。また、保健福祉活動の地域計画づくりを行うためには、保健婦固有の地区活動計画づくりの技術が有用である。したがって、従来の受け持ち地区に対する活動計画づくりの一連のプロセス（地区（市町村）毎に地区の情報を収集し、アセスメントを実施したうえで、住民の健康生活上のニーズを明確にして、活動計画を立案・実施・評価する）を確実に展開できる基本的な能力が求められる。

新任期に地区活動の計画作成技術の基本を実地に習得することが、その後の保健所保健婦としての機能の発揮につながる。

2) 地区活動計画作成過程において必要とされる視点

地区活動計画作成過程において保健婦に必要とされることは、第一に「将来どのような地域社会となっていけば、受け持ち地区の住民が今以上に暮らしやすくなるのか」という視点をもつことである。この視点を持って長期的なビジョンを描き、地区活動の目標をたて、活動の条件（マンパワー、組織、予算等）づくりの方法を検討して、一つ一つの活動（保健福祉事業や家庭訪問・健康相談・健康教育等）計画をたてる必要がある。また、住

民が暮らしやすい地域づくりを考えるには、保健婦等のサービス提供者側だけではなく、当事者である住民が主体的に考え行動することが要件となる。したがって、どのようにすれば住民が計画や評価に参加するのか、その方法を地域毎に様々な工夫できる能力が要求される。

地区活動計画作成過程において保健婦に必要とされることの第二は、「必要な人に必要な援助がされているか」という視点を持つことである。この視点はとりわけ活動の評価を行う上で重要となる。必要な援助を検討する際には、顕在化した健康生活上の問題に対処するためのものだけではなく、その人がその人らしくその地域で生活を続けていくことを支えることや近い将来起こると予測できる問題を予防するための援助を考える必要がある。

3) 新任期の達成目標

2)に示した地区活動計画作成過程において必要とされる視点をもって、(担当)地区に対する地区活動の方針・目標・実施方法に関する計画案の作成を試みることができることである。

計画案作成を試みるためには、まず、地区活動は毎年毎年積み重ねられているものなので、新任者の場合はとりわけ前年度までの担当保健婦がどのように地区診断を行い、どんな活動を展開し、成果はどうか等の地区活動の歴史を十分理解することが必要である。

家庭訪問や担当している保健事業において、住民一人一人の健康生活上のニーズを捉え、それらを集積させて地区全体に共通するニーズを検討することが基本であり、新任者は基本に忠実に実行することが大切である。また、健康教育やグループづくりなど集団のダイナミクスを活用して効果を期待する場合にも、参加者一人一人がグループの中で役割を持ち主体的に活動して生き生きと生活できることを目指して計画する必要がある。

4) 現任教育方法

現状の保健所保健婦の活動体制を考慮すると、活動計画づくりに関する教育は、日常の仕事のなかでは実施されにくいと推測できる。したがって、保健所管内の一定地区を特別に受け持たせる、あるいは管内市町村に出向させて、その市町村に所属する保健婦と同様に一定地区を受け持たせる等の特別な体制を組んだうえで、実際に学ばせることが必要となる。(保健所・市町村交流研修事業等を有効に活用することが期待される。)また、この際、ロールモデルともなる指導保健婦が存在することが重要である。新任保健婦が指導保健婦とともに同一地区を受け持ち、共同で計画をつくったり、受け持ち地区は異なっても、その指導保健婦の地区活動計画作成のプロセスをつぶさに観察できるようにする配慮が必要である。また随時、新任保健婦の活動計画づくりをスーパーバイズする婦長等の役割も重要である。

3 業務(事業)計画および評価

1) 業務(事業)の計画・実施・評価の必要性

行政組織に所属して活動する保健婦の活動体制は、地区分担制と業務分担制とに区別され、多くの組織では、この二つの体制を併用してきた。しかし、保健所での保健婦の活動体制は、業務分担制だけに移行するところが増加している。したがって、現体制下におい

ては、とりわけ保健所においては、新任期には自分が担当した業務を通じて、保健婦活動の計画・評価の方法の基礎を習得することになり、そのための教育方法を明確にすることが重要である。

2) 業務（事業）計画作成過程において必要とされる視点

「必要な人に必要な保健・医療・福祉サービスが提供されているか」という視点が必要である。この視点に基づいた実践を行うためには、市町村あるいは保健所管内の保健医療福祉サービスの種類、内容、利用状況等を捉えることが必要である。実際には、各市町村や保健所の活動報告等の既存資料からサービスの種類や内容等の概要を捉えたり、家庭訪問・健康相談等の地区活動や担当事業の利用者から捉えた健康生活上のニーズに対応できるサービスを探したりすることを通じて情報を積み重ねていくことになる。そうして、関連する諸サービスと担当事業との関連を検討し明確化する必要がある。すなわち、市町村や保健所管内を単位として存在する保健医療福祉サービスの全体像とその構造を描いて、担当事業の意義を検討するわけである。担当事業の位置づけを明確にして、事業のねらいを定めてから、実施計画を立てることになる。実施後の評価においては、事業のねらいが達成できたかという視点と他の事業との連携は十分できたかという視点とを持つことが必要である。また、既存の事業だけでは、住民の健康生活上のニーズをカバーすることができない場合には、必要な事業・サービスを創り出すための計画づくりが必要となる。

3) 新任期の達成目標

2)に示した業務（事業）計画作成過程において必要とされる視点をもって、業務（事業）計画作成・実施・評価の一連のプロセスを試行することである。

すなわち、第一に、保健所が行っている各事業について、法的根拠、事務処理方法、これまでの事業経過を踏まえて、事業の位置づけを理解できること。とりわけ、管内で展開されている関連する他の保健医療福祉事業・サービスの内容およびカバー率等を捉えたうえで、保健所がその事業を行う必要性を理解すること。第二に、保健所が行っている各事業について、ねらいを押さえることができ、自分なりに評価指標を考えることができること。第三に、自分の担当事業について、（担当）地区の住民や利用者から意見や要望を捉えて、評価を試みることができること。これらのプロセスを経て、自分の担当事業について、保健所管内の地区ごとの住民の健康生活上のニーズを踏まえて、目的・目標・方法についての計画案作成を試みることができることである。

4) 現任教育方法

新任保健婦が配属された保健所では、まず新任者に対するオリエンテーションを行う。保健所管内の地区特性や住民の健康生活上のニーズ、保健所の活動目標、活動計画、活動実績等およびこれらの経過について説明し、理解を促すことが必要となる。このとき、保健婦活動だけではなく、保健所全体の活動を幅広く理解させるようにする。したがって、オリエンテーションは、保健所長や各課の職員の参加が要件となる。このオリエンテーションは、一時に全て行うのではなく、仕事を通じて生じる新任者の疑問や相談に対応するかたちで行う方がより理解を深めることにつながる。また、通常保健所では、事業概要等が作成されているが、特に、新任保健婦が配属される保健所では、実施している各種事業に関する資料を整備しておく必要がある。最も大切なことは、新任者が自ら資料を読み、職員に問いかけることができるように動機付けを行い、問いかけがあったときには、充分

に説明ができるようにしておくことである。

また、共に事業を担当する先輩保健婦や指導保健婦とともに担当事業の評価を行ったり、新たな地区住民の健康生活上のニーズの分析や事業展開のための条件づくり等を行ったりする活動を通じて能力を養うことが必要である。新規事業を起す際には、新任保健婦にそのプロセスが理解できるように説明したり、協力を求めるための他機関や他職種への働きかけを行う場面に同席させたりする等の教育的な働きかけを行う必要がある。

なお、新任保健婦が担当する事業数は1～2としたほうがよい。

4 市町村支援

1) 管内市町村に保健所が支援する必要性

地域保健法によって、保健所と市町村の機能が区分され、保健所は、広域的、専門的かつ技術的な拠点として機能強化された。このことは、保健所と市町村が同一地区に対して、各々の機能を発揮しながら共同して地区住民の健康生活上のニーズに適切に対応することを目的としていると解釈できる。

我が国の行政組織に所属する保健婦数は、保健所所属者より市町村所属の方が圧倒的に多く、保健婦未設置町村は年々減少し僅かとなっている。したがって、市町村が保健所保健婦をマンパワーとしてのみ頼ることはほとんどなくなっている。しかし、小規模町村の多くは保健婦は1人設置であり、比較的若年者であることを考慮すると、市町村の機能とされた対人保健福祉サービスでさえ、保健所が支援する必要性があることが推測できる。保健所が機能を発揮するためには、管内の各市町村の機能発揮状況を捉えた上で、広域的な視野をもって各市町村の状況を診断し、それぞれが十分機能を発揮できるように保健・福祉サービス担当者を支援したり、活動の体制づくりを組織的に行う必要がある。

2) 市町村支援のために重要となること

市町村支援を行う方法としては、母子保健推進計画や老人保健福祉計画への参画や健康づくり推進協議会への参加、市町村の保健婦活動計画作成に関する助言・指導等の「市町村が主体となって実施するものへの支援」と老人保健事業評価支援事業や地域保健医療計画等の「市町村支援を目的として保健所が主体となって実施するもの」とがある。以下では、この二つに区分して論をすすめる。

(1) 市町村が主体となって実施するものへの支援

各種保健福祉計画は市町村としての方針を住民に明確に示すものであるが、この作成過程に市町村保健婦の意見が十分取り入れられる体制になるように支援する必要がある。そのためには、市町村保健婦に対しては、参加する必要性と主体的に参画しようという意欲がもてるように支援し、事務担当部署や首長には、保健婦を参画させる必要性を認識できるように働きかける。

(2) 市町村支援を目的として保健所が主体となって実施するもの

まず、保健所が行う目的や目指すところを市町村に理解してもらい、主体的な参加を促すことが必要である。また、参加することによってメリットがあると認識されるようにする必要がある。例えば老人保健事業評価支援事業では以下のことが重要となる。市町村から提出されたデータは整理分析し、各市町村の管内レベル・県レベルからみた特徴や管内

の全国レベルからみた特徴等を明確にすること、活動方法に関する検討会を主催して市町村単位では対応しにくい問題について解決策を話し合うこと、例えば、医師会・教育委員会・産業保健関係者・医療関係職種団体等が一同に会して検討する機会を設ける等。

3) 新任期の達成目標

(1)市町村が主体となって実施するものへの支援

<各種保健福祉計画>

市町村保健福祉計画樹立にあたって、市町村保健婦らと共に地区住民の健康生活上のニーズ調査の実施および分析や結果資料作成等を担当して役割を果たすことができること。

<市町村保健婦地区活動計画>

保健婦活動計画について、市町村保健婦から計画の意図や根拠について十分聞き理解することができること。市町村の保健婦活動計画について、保健所が捉えている各種データを示したり、自分が分析した地区住民の健康生活上のニーズを説明し、市町村保健婦と共に検討することができること。

<健康づくり推進協議会等の会議>

市町村の方針や考えを事前に把握できること。会議に参加して、市町村の考えや構成メンバー各々の所属・職位・役割・人柄・考えを把握するとともに、保健所保健婦としての自分の立場や役割を認識することができること。会議の場で保健所保健婦としての意見を求められたら発言することができること。

(2)市町村支援を目的として保健所が主体となって実施するもの

<保健事業評価支援事業>

市町村保健婦や事務担当者に事業の目的の理解を促す働きかけができること。市町村の健康指標や保健事業の方法・実績等のデータを整理して、市町村毎の特徴を分析することができること。

4) 現任教育方法

(1)市町村が主体となって実施するものへの支援

市町村保健婦から、「あの保健婦に聞けばすぐにはわからなくとも、確認したり調べたりして、必ず返答がある」と頼りにされるようになることが重要であるという認識がもてるように促す。したがって、日頃から市町村保健婦との信頼関係づくりに努めるように指導する必要がある。また、市町村保健婦とのコミュニケーションを促進させ、彼(女)らがどのような思いで、どんなことに悩んでいるのかを敏感に掴むことができるようにする。

新任期にある保健婦は、自らの地区活動計画作成の技術を高めることが重要であり、地区活動計画・評価の項で述べたとおりの教育的支援が最も重要となる。新任保健婦が、保健所の管内の一定地区を一定期間担当して地区活動を行っているときには、保健所がどのような役割を担う必要があるのかについて体験を通じて自分の意見を整理することが重要であり、その内容について、保健所の指導保健婦や婦長と話し合い、助言を受ける機会を定期的にもつ必要がある。

各種会議の目標や内容に関する保健所保健婦(指導保健婦または中堅保健婦)と市町村保健婦との事前の検討の場に同席させて、市町村の考えを聞かせたり、保健所の立場で分

担できる役割を理解できるようにする。会議当日、新任保健婦が出席する場合には、とりわけ中堅保健婦は、保健所保健婦としての意見を新任者に伝えておき、発言を求められたときの発言内容を確認しておく必要がある。

(2)市町村支援を目的として保健所が主体となって実施するもの

指導保健婦または中堅保健婦は、新任者が保健所が実施する目的や意図を理解できるように説明しておく。また、市町村毎の分析と他市町村との比較分析等を事業担当者とともに実施させたり、会議の場に同席させたりすることを通じて、保健所や保健所保健婦の役割の取り方に関する理解を促す。

III 情報機能を高めるために

1 保健所保健婦の情報化への対応

今日の科学技術の進展は、高度の情報化社会を作り出し、その到来は、保健福祉行政、保健所の機能、そして、保健婦活動のあり方においても多大の影響を与えている。コンピューターなどのOA機器の普及、発展は、情報伝達の迅速性、効率的なデータの管理、解析、広域的なネットワークづくりなど、人々の生活に利便さをもたらし、人々の生活を向上させてきた。そのことは、今日の高度情報化がもたらしたプラス面であるが、一方においては、情報化の進展が、人と人、地域社会と人とのつながりの点でに人間的なかわりが希薄になるなどの情報の負の面も顕在化してきている。

このような情報化社会の進展に伴い、保健所および保健所保健婦のあり方についてもその時代に即応した新しい展開が求められている。保健所においては、情報通信技術の活用による地域の健康情報の発信機関としての機能、保健所保健婦においては、地域住民の生活状況、健康問題の迅速かつ正確な把握と他の保健医療福祉分野との情報連携システムづくりなどである。そのためには、保健所保健婦は、高度情報化時代に対応し、情報機器を活用して地域住民の要求を的確にキャッチし、適切な健康情報を迅速かつ効率的に伝達する、情報システムのプラス面を最大に活用できる能力を身につけると同時に、情報科学の限界、問題点を十分配慮して情報の精度を判断し、地域の人々の健康問題に対処できる能力をも兼ね備えなくてはならない。

2 広報機関としての保健所および保健所保健婦の役割

広報とは、ある機関の事業内容等を広く関係者に知らせることをいうが、単に知らせることだけでなく、その前提に広聴としての機能である関係者の要求を聴き、状況を正確に把握することも含まれる。そして、関係者への説明としての教育的要素や正しく伝える宣伝的要素も伴っている。

最近の情報化時代を反映して、広報の重要性が高まり、各行政機関においては、マスメディアの利用、インターネットの活用、PRビデオの作成など広報の活用に力を入れ始めている。

保健所は、地域における公衆衛生の向上、増進を図るために設置された機関であり、地

域の人々の健康を守ることを目的としている。その行う事業は、地域保健法に明示されているように、地域保健に関する思想の普及、向上に関する事項等であり、健康に関する情報の発信機関ともいえる。従って保健所は、健康に関する広報機関ともいえ、広報としての活用を最大に発揮していくことが要求されている。その広報としての役割を実践していくのが、保健所保健婦であり、様々な方法にて、健康に関する情報を地域に住む人々に伝え、健康についての正しい知識、考え方を普及していく役割を担っている。

1) 広報活動方法

(1) 新任期の達成目標

保健婦が行う広報活動の対象は、個人と、特定集団そして不特定集団の3つに分けられる。個人と特定集団については、対象イメージがある程度捉えられ、対象に応じた健康情報を発信し、かつ双方向にて、情報を受け取ることができるが、不特定集団においては、どのような情報が今住民にとって必要なのか、求められているのかを把握していないと、住民に役に立たない一方方向の広報活動になってしまう。新任期の保健婦が行う広報活動にとって大切なことは、情報を送られる側がどういう対象なのか、どんなことを求めているのかをきちんと捉えることである。例えば、結核や食中毒の発生した際、適切な情報提供をしていないと、周囲や関係住民が必要以上の不安を抱き、情報に振り回されてしまう。どのような対象にどういう内容の情報をどういう方法で伝えるか、そのことを整理し、正確に行えるようになることが新任期の保健婦にとっての到達目標といえる。

情報伝達手段としては、ポスター、新聞、パンフレットなど保健施設などの展示コーナー等でよく見られる一般的なものもあるが、最近では、テレビ、ビデオ、そしてインターネットのような高度の情報手段を活用するケースも見られる。これからの保健婦は、時代に対応できるように最新の情報手段を駆使することも大切であるが、しかし、注意しないといけないことは、便利と引き換えに、情報が一人歩きして、情報の混乱、誤解を招くことである。また、人を傷つけてしまう表現方法を使用してしまうこともあり、その点を十二分に配慮することが必要である。

新任期保健婦の達成目標の内容は以下のとおりである。

- ・情報を伝達する対象を把握し、その対象が求めていることを正確に捉えることができる。
- ・対象に適切な情報を伝達するための必要な知識と情報を収集することができる。
- ・より効果的に情報を伝達するための手段を工夫し、適切な方法（媒体の利用も含む）を自ら選択できる。
- ・住民が求めている情報を正確に伝えることができる。
- ・伝達した情報が正しく住民に伝わっているのかを確認できる。

2) 現任教育方法

①広報活動の前提は広聴であることを学ばせる。

健康に関する情報を発信する際に重要なことは、情報を受け取る側の状況である。受け取る側を考慮し、どんな情報を求めているのか、必要な情報は何かをまず把握することからはじめる。とかく、自分の持っている知識を提供することだけに集中しがちな新任期にあたっては、相手を知ることから広報活動は始まることを学ばせることが大切である。そ

のためには、常に、地域住民の声を聴くこと、地域住民の生活状況をみていることが必要であり、先輩保健婦は、共同で行う広報活動の実践を通してそのことを教育していくことが望まれる。

②情報はうまく伝えることより正確に伝えることを学ばせる。

情報は伝える側の意向と受け取る側が同じ認識で伝われば、その本来の目的を達成することになるが、新任期の場合にはなかなかそうはいかない。うまく伝えようとするあまり、正確さを欠く場合がある。健康情報は、正確に伝わらないと不安を引き起こすことにもなるので、小手先の技術に走るより、正確な情報を伝えることを第一にすることを学ばせる。より正確に伝える手段を先輩保健婦が指導することが必要である。その際に、新任期保健婦の新鮮な発想は大切に活かすように指導することが望まれる。

③伝えた情報の反応を確かめることの大切さを学ばせる。

正確に伝えたと思った情報でも受け取る側により様々な形で解釈される場合がある。エイズの予防情報を伝えたことがエイズ罹患の不安をあおる結果になったりすることもある。情報がどう受け取られたのか、アンケートをとったり、投書箱を設置したりするなどして、情報が一方方向にならないようにしている保健所もあるが、そのようなことを新任期保健婦に担当させることにより伝えた情報の反応を確かめることの大切さを学ばせることが必要である。

④情報の発信におけるプライバシーの保護の大切さを学ばせる。

今日の情報化社会においては、情報が一人歩きし、思わぬところに大きな波紋を投げかけることがある。保健婦が情報を発信するということは教育的な手段であり、その内容は正確で責任あるものでなくてはいけない。決して病んでる人を傷つけたり、不安させたりするような広報活動をしてはいけない。そのことを新任期のうちにしっかり学んでおくことが必要である。

3 情報収集方法と活用方法

保健婦活動を展開する際に大切なことは、的確な指導や援助を導くことのできるような情報収集である。保健婦の能力に求められるもののひとつに、情報収集能力があり、情報を的確に捉えることのできる感度をたえず保健婦は高めておくことが必要とされている。情報とは、目的をもっており、その目的にそって情報は収集されていく。保健婦における情報の目的は、地域看護の視点が基本にあり、地域に住む人々の健康生活を維持増進させることである。その視点から情報が収集される。

1) 新任期の達成目標

保健婦における情報収集方法は、地域看護の視点を基本に、対象である地域、集団そして個人に対し直接見たり聴いたりすること、また、健康に関する各種の指標の分析、さらに、他の職種や周囲の人から間接的に聴き、情報を得ることなどである。

地域および地域住民を把握する方法は、地区診断の視点から情報を収集して把握することであり、つまり、地域住民の生活条件や、地域の物的、人的資源の現状そして、地域の健康指標等の分析による身体的、心理的そして生活環境に関する地域および地域住民の健康

問題を把握することである。

先輩保健婦は、受け持ち地区を常にその視点で診断し情報を収集し、また地区の患者会、育児グループ活動などの実践的な援助活動をとおして、様々な情報を体験的に集積し、資料化し、新たな活動へと活かしている。

新任期の保健婦は、地域住民と直接ふれあい、住民の考え方、生活の仕方の情報をそのまま取り入れることが大切である。それと同時に、保健所などにある地域の健康指標、物的、人的資源を把握し、地域の全体像をつかむことも必要である。

その他に、先輩保健婦が持っている地域情報、その収集方法を学び、先輩保健婦とともに、実践的な活動を通して、少しずつ、情報を膨らませ、そして、地域情報を適切に活かす方法を体験を通して学んでいくことが大切である。

新任期保健婦の達成目標の内容は以下のとおりである。

- ・地域住民との直接的なふれあいを通して、住民の考え方、生活の仕方の情報を収集することができる。
- ・地域の健康指標から地域の住民の健康に関する情報を収集することができる。
- ・地域の社会資源の現状から地域の健康に必要な資源の情報を収集することができる。
- ・収集した情報からアセスメントし、地域および地域住民の健康問題を取り出すことができる。
- ・健康問題の解決に向けての目標をたて、その目標を達成するための活動計画を策定し、計画にそって、指導を受けながら援助活動を実践できる。

2) 現任教育方法

(1) 自らの足で情報を収集することの大切さを学ばせる。

新任期保健婦に初めてさせることは、受け持ち地区をくまなく歩かせることといわれる。自ら歩いてみて、初めて地区の様子、生活状況が見えてくる。先輩保健婦は、新任期の担当地区の住民と直接ふれあえる機会をセッティングし、なるべく多くの担当地区の住民と接触し、情報が収集できるように指導する。

(2) 地域の健康指標等の統計資料の大切さを学ばせる。

地域を客観的に知る方法は、地域に関する統計的資料である。人口動態、疾病統計等、地域を全体的に捉える資料はあるので、先輩保健婦は、その資料の見方、分析を指導し、直接自らの目で見えた情報との比較を意識させることが大切である。

(3) 収集した情報の活用方法を学ばせる。

直接地域住民から得た情報と客観的な統計的資料、それと先輩保健婦から得た地域情報を基に、健康問題を取り出し、問題の解決に向けた保健活動に結びつける方法を学ばせる。つまり、地域を対象とした看護過程であり、一つ一つの実践を通しながら、先輩保健婦の指導を受けて習得する。

IV 保健所保健婦の専門性を高めるために

1 保健所保健婦における専門性とは

最近の一般社会や学問の領域においては、専門性を追求する傾向が強くなっている。より専門的になることは、その領域の発展のために良いことに違いないが、一方では、過度の細分化により、全体を正確に捉えられなくなったという欠点も表れはじめている。保健所保健婦においても、専門性をもつこと、専門性を高めることが必要といわれている。確かに、専門性を高めることは必要であるが、現状での専門性を追求する方向は必ずしも正しい方向に向かっているとはいえない。

例えば、現在多くの保健所において取り始めている保健婦体制としての業務担当制度がある。それは、従来の受け持ち地区を持ち保健婦活動を展開していた地区担当制度ではなく、母子や老人、難病、精神、結核などの業務により保健婦を分担し活動を遂行させる制度である。これは、保健婦の専門性を高める方向というよりは、むしろ保健婦の機能を分断させるような方向に行く可能性があるといえる。母子だけ、難病患者だけしか対応できない保健婦になってしまうこともありえるのである。

保健婦活動は、対象地域に住む人々の健康生活に責任をもって援助することであり、保健婦は、そのために、地域の人々の暮らし、健康問題を総合的にかつ個別的に正確に捉えることが必要である。その捉える視点を磨くことが、専門性を高めることである。つまり、保健婦そのものが専門職であり、保健婦活動全体が、専門的活動なのである。保健婦の専門性を追求することは、専門職としての保健婦の能力を高めることである。したがって、専門性を要求される保健所保健婦は、より専門性を高めるため、対象である人間、人々の生活をみる能力を養うことが大切であり、そのために、絶えず自己研鑽等に励まなくてはならない。

2 自己研修のあり方

人口の高齢化、疾病構造の変化、高度の技術革新に伴う情報化社会の到来など、保健医療、看護をめぐる社会環境は、著しく変化し、複雑化している。また、その変化に対応する形で、人々の生活様式も変化し、健康に関する関心の高まりもあり、人々のニードは、ますます多様化してきている。

保健所保健婦は、地域に住む人々の健康を守ることを目的に活動を展開していくのであるから、対象である地域の人々の変貌するニードを的確に捉え、それに対処し、必要なサービスを提供していかなくてはならない。そのためには、自己研鑽に努め、知識と技術を習得し、保健婦としての能力を高めていくことが望まれる。

1) 新任期の達成目標

保健婦に求められる能力は、次のとおりであり、自己研修において、以下の能力を身につけていくことが大切である。

- ・ 地域に住む人々の健康の増進、疾病・障害の予防と回復過程を社会的条件の中で把握し、援助する能力
- ・ 地域の人々が主体的に健康を保持・増進するための組織活動を支援する能力
- ・ 地域に潜在または顕在している健康問題を把握し、それらをの問題を組織的に解決す

る能力

- ・地域の健康問題に必要な社会資源の開発や保健・医療・福祉サービスを評価し調整する能力

この能力を高めるためには、たえず自己研鑽をつづけることが必要とされる。そして、現場で行われる職能研修や各種研修においても目標をもって積極的に参加することが大切である。

2) 現任教育方法

自己研鑽、自己研修のあり方については、まず最初に、人を対象にする職種であることから、人間の本質を理解するための教養を身につけることである。その上で、保健、医療、福祉などの保健婦の専門領域に関係する分野の知識、技術を習得する。次に、保健婦の専門基礎能力である地域および地域住民の把握力、健康指標の解析力、健康問題の抽出力を高めるため、各種の事例検討会、研究会等に参加し、また自ら独自のグループで学習会等を開催するなどして、その能力を養うことである。

さらに、一般社会、時代の流れに関心を向け、自らのアンテナを高くして高齢化、情報化などの現在社会の動き、人々の考え方を的確につかむ感覚を研ぎ澄ましておくことも必要である。

3 行政保健婦としての心得

保健所などの行政機関で働く保健婦は、専門職能人としてだけでなく、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行する公務員である。すなわち、公務員である保健婦は、「公務員」としての自覚の基に、常に公平であることを留意し、私的な営利を求めてはならない。このことが、行政保健婦としての基本的立場である。その立場にたつて、人々の健康を守る専門職としての保健婦活動が展開される。

行政保健婦は、行政管内の乳児から高齢者まですべて、また、あらゆる健康レベルの人を対象に健康に関する行政を遂行する職種である。そして、保健婦固有の地区活動の手段として、家庭訪問があり、相手の私生活へ踏み込める権利をもっている。従って、保健婦のこのような性格上、行政保健婦として留意しておかなくてはならないこと、心得があり、このことを常に気にとめながら活動を展開していくことが必要である。

1) 新任期の達成目標

行政機関で働く保健婦の立場、気に止めておくべきことは、次のとおりであり、以下のことを心得ておくことが新任期において大切なことである。

- ・ 行政で働く職員として、常に公的な立場にたつ。
- ・ 行政の公衆衛生の担い手であり、かつ地域の住民の健康を守る立場として、中立的に、住民と直接かかわって職務を進めていく。
- ・ 保健婦活動の特徴として個人情報を取得しており、対象のプライバシーに十分配慮し、知りえた個人情報を漏洩しない。
- ・ 地域の人々の健康に関する教育的側面の担い手でもあり、その専門性が常に求められる立場にある。
- ・ 多様化する状況に対応できる行政保健婦として必要な知識、技術、判断力、実践力を

高めておく。

- ・地域で療養生活を送っている人を支える、医療、福祉、保健等の関係機関との連携や調整をはかる立場である。

以上のことが、行政保健婦としての立場、心得である。

2) 現任教育方法

行政保健婦として求められていることは、行政の対象管内の人々の健康に責任をもち、公務員としてかつ専門職として職務を公平に遂行していくことである。したがって、地域の在宅システムのコーディネーターとして、行政保健婦は一番ふさわしい存在といえる。先輩保健婦は、公衆衛生看護の担い手として新任期の保健婦を導いていくことが必要とされる。

V 市町村の新任保健婦の育成方法

市町村の新任保健婦の研修は各市町村が責任を持って主体的に実施することが原則であり、保健所が市町村の研修に関わる意義は、市町村の研修体制の整備など側面的支援や市町村では機能上実施できない内容の研修を企画したりすることにある。しかし、保健婦の配置数が少なかったり、教育体制が不十分な市町村へは、保健所が教育を直接担当する代替機能を発揮することも必要である。

1 保健所が企画する研修のあり方

保健所が市町村の新任保健婦を対象とした研修を企画し実施するに当たっては以下のような考え方や配慮が必要である。

1) 各市町村と共同で実施する。

保健所が企画する研修と市町村が実施する研修プログラムとの統合を図るため、研修の企画、実施メンバーに、各市町村のリーダー的立場の保健婦を加えた方が望ましい。研修の意義や内容について各市町村間で共通理解を図るとともに、新任保健婦の状況について情報を把握し、研修内容や方法について希望を取り入れることもできる。研修の実施に当たっても、講師、助言者などの役割を持つよう依頼する。研修の一部を担当することで他の市町村の新任保健婦の状況を把握し、自分の市町村の状況を客観的に把握することができる。

2) 各市町村の担当課長に理解を得る。

市町村の保健婦が研修に参加しやすい環境を整えるために、担当課長に研修の意義について理解を得るように働きかける。特に若い保健婦だけの配置でリーダー的立場の保健婦がいない市町村には重要である。

3) 研修内容

保健所が企画する研修の内容は概ね次のようなものが考えられる。

- ・保健所や県を単位とした保健事業に関する情報

- ・市町村単位では、新任保健婦の数が少なく実施しにくい内容
事例検討会、講演会
- ・市町村間の交流を図ることを目的とする内容
研究発表会、意見交換会

2 保健所保健婦の市町村保健婦の育成・指導の役割

上記の研修の企画以外に各市町村が研修プログラムを持ち実施できるよう支援するためには保健所は以下のような機能を果たすことが期待される。

1) 市町村内の教育体制整備の側面的支援

教育体制の整備状況は市町村により様々である。職員としての教育プログラムを持ち、その中に専門技術職として教育も組み込んでいる市町村や、教育プログラムを持たず、先輩保健婦が通常業務の中で必要時指導している市町村、保健婦の配置数も少なく、専門技術者としての配慮はまったくされていない市町村もある。

市町村の状況に合わせて教育体制の整備を個別に働きかけたり、市町村間で、教育プログラムの作成や実施に関する情報交換の機会を持つなどの方法により、市町村の保健婦の現任教育を受ける環境を整備する。

各市町村への働きかけは必ずしも保健婦に限らず、各市町村の保健婦所属部門の管理者や教育担当部門をも対象にしていくべきである。

2) 研修プログラムを作成するための支援

市町村が教育プログラムを作成するために必要な情報提供と具体的な支援も保健所の役割である。

支援すべき内容は、教育目標の設定、教育内容や方法が含まれる指導案の作成、教育の評価に関することなどの具体的な技術である。

支援の方法は、市町村ごと個別的な対応も必要であるが、複数の市町村を対象に研修会を開催したり、教育プログラムを作成するための検討会を実施することも、効率的と思われる。

日常業務を通しての研修のみではなく、系統的な研究も教育計画には含まれるので、そのために必要な県や全国規模で実施される研修に関する情報の提供も必要である。

また、参考にすべき先駆的な保健活動や実践者、研究者など研修の内容を決定するための情報提供も必要である。

3) 市町村への直接的な教育の実施

市町村保健婦の配置数が少なかったり、教育体制が不十分な場合には、保健所の職員が市町村に替わって、教育プログラムを作成し、直接教育に携わることも必要である。

その場合には、市町村保健婦の所属部署の責任者と連絡を密にし、教育目的や内容に共通理解を得え、教育にも参画してもらうことが重要である。又、保健所内の地域支援担当部署との連携や協働での教育体制を組むことが必要である。

資料
平成11年度調査用紙

保健所保健婦現任教育に関する調査 (その1)

I 新任期（保健所保健婦として採用されてから3年間）のことを伺います。

1 保健所保健婦として採用された時に指導保健婦が決まっていたか？

1. 決まっていた

2. 決まっていない

決まっていた方に以下は伺います。

→ a 指導にあたった人は？

1. 先輩保健婦（その人の保健所保健婦経験年数は？ おおよそ 年）

2. 上司（係長級）

3. 上司（課長級）

4. その他（ ）

→ b 指導期間は？ 1. 半年

2. 1年

3. 2年

4. 3年

5. その他（どの位？ ）

→ c 指導保健婦によってなされた指導はどんなことでしたか？該当するものすべてに○印をして下さい。

1. ケース援助の目的の確認

2. 家庭訪問・個別ケース援助方法への助言・指導

3. 家庭訪問の同行訪問

4. 家庭訪問記録の仕方の指導

5. 健康相談や健康教育の実施時の指導

6. 担当業務の実施方法の指導

7. 関連機関との連携の取り方の指導・相談

8. 地区のニーズ把握に関する指導・相談

9. 地区活動計画・評価立案時の指導

10. 担当業務の事務処理方法の指導

11. 担当業務計画・評価立案時の指導

12. 会議資料作成の指導

13. 市町村支援方法の助言

14. 研究共同実施や指導

15. 職業人として態度

16. 行政職としての役割認識の助言

17. 起案文書の指導

18. 困ったことに相談にのる

19. その他（どんな？ ）

2 新人期（採用1年目）の家庭訪問で次のような指導がなされましたか？指導されたことのあるものすべてに○印をして下さい。

1. ケース援助の目的・方針の確認

2. ケース援助のためのチームづくりへの助言

3. ケースの家族関係調整等の家族支援方法の助言

4. ケース援助のための制度や資源の活用方法についての助言

5. 家庭訪問記録の書き方の助言

6. その他（どんな？ ）

5 新任期のあなたの上司の係わりはどんなだったでしょう。該当するものすべてに○をつけて下さい。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1.家庭訪問の目的の確認・指導 | 2.家庭訪問・個別援助方法の助言・指導 |
| 3.家庭訪問の同行訪問 | 4.家庭訪問記録の仕方の指導 |
| 5.関連機関との連携の取り方の指導・相談 | 6.地区のニーズ把握に関する指導・相談 |
| 7.地区活動計画・評価立案時の指導 | 8.健康相談・健康教育の実施時の指導 |
| 9.担当業務実施方法の指導 | 10.担当業務の事務処理方法の指導 |
| 11.担当業務の進捗状況の確認・指導 | 12.担当業務計画・評価立案時の指導 |
| 13.会議の運営方法の助言 | 14.会議資料の作成の指導 |
| 15.市町村支援方法の助言 | 16.研究共同実施や指導 |
| 17.職業人として態度 | 18.行政職としての役割認識の助言 |
| 19.報告・相談等の指導 | 20.起案文書の指導 |
| 21.教育計画の提示 | 22.教育計画の達成度評価 |
| 23.困ったことに相談にのる | |
| 24.その他（どんな？ | ） |

6 新任期に業務の評価・見直しを行いましたか？

- 1.部分的に（どちら？）先輩の行っていることを一部手伝った、イ先輩と一緒に）
2.主に一人で 3.行わない 4.その他（どんな方法で？）

6-2.少しでも業務評価に係わった方に伺います。

業務評価・見直しを新任期に行ったことは企画能力育成に役だったと思いますか？

- 1.思う 2.思わない
↳役だった内容はどんなことでしょうか？

（ ）

7 新任期に保健所保健婦の能力育成に最も役だったと思うことは何ですか？

具体的に記入して下さい。

（ ）

8 新任期の現任教育で最も印象に残っていることはどんなことでしょうか？

（ ）

9 現在の保健所保健婦の新任期の能力育成で必要なことはどんなことでしょうか？

該当するもののうち2つ選んで○印をして下さい。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1.事例援助で成果のあがった経験 | 2.市町村との共同活動 |
| 3.地区住民の生活からニーズを導く経験 | 4.担当業務を主体的に行うこと |
| 5.担当業務の評価・見直しを行うこと | 6.新規事業にはじめから係わる経験 |
| 7.指導保健婦・上司のきめ細かな指導 | 8.定期的な事例検討の機会 |
| 9.研究的な業務への参加 | 10.その他（どんなこと？） |